

財産の差押えを実施しています！

税負担の公平性を保つために

税は安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や教育、道路整備など、さまざまな事業を行ううえで非常に大切な財源です。

町税を滞納することは、納期限内に納税している大多数の町民のみならず、その公平性を欠くこととなります。

また、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。

このため、町では納税に対して誠意のみられない納税者に対しては財産調査や搜索を行い、財産（不動産・預貯金・給与・売掛金・生命保険など）の差押えなどの滞納処分を厳正に行っています。

納期限内の納付にご協力ください

町税の納付は、納期限内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状や催告書の発送、財産調査や差押えの手続きなどに多額の経費が掛かり、その経費も町税で負担することになります。納期限内の納付にご協力をお願いします。

滞納処分は法律に基づく強制処分です

国や地方公共団体は、裁判所を通すことなく、町税等の滞納者の財産を調査・差押して滞納税に充当することができ、「自力執行権」を持っています。

納付する能力があるにもかかわらず、遊興費や借金、住宅ローンの返済などを優先し、納税しない人などが滞納処分の対象となります。

納付が困難な場合は、ひとりで悩まず早めに相談を

病気や失業、事業の経営不振など、やむを得ない事情で納期限内に納付できない、一度に納付することが難しいという場合は、納付方法や納付計画について相談をお受けします。そのまま放置せずに、まずは納付できない理由をお聞かせください。

**納税は義務です
滞納
STOP!!**

「茨城租税債権管理機構」へ徴収業務を移管することがあります

茨城租税債権管理機構とは、県内の全市町村が構成団体となり、県が支援団体となる特別地方公共団体（一部事務組合）で、市町村から滞納事案を受け、財産差押や差押不動産の公売などの強制換価を行う、租税債権回収業務の専門機関です。

お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

～滞納処分までの流れ～

納税通知書の発送

督促・催告

納期限を過ぎると、督促状を発送します。それでも納付していただけない人へは、必要に応じて文書や電話などで納税の催告を行います。

財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへ財産調査を行います。なお、本人の承諾は必要ありません。

滞納処分（財産差押）

催告に応じず、納付や納税相談の連絡がない場合は財産の滞納処分（差押）を執行します。

※地方税法第331条ほかに「滞納者の財産を差押えなければならない」とあります。

換価処分

預貯金や給与などの債権や不動産公売など、差押財産をお金に換えて滞納税に充当します。

平成28年度滞納処分執行状況

財産の種類	件数	換価金額（円）
預貯金	7	1,057,815
給料	10	4,543,800
年金	2	440,158
不動産	6	0
所得税還付金	16	468,467
その他	4	714,000
合計	45	7,224,240

※換価金額は換価手続き中のものも含む